

行政機関職員定員令

昭和44年 5月16日政令第121号

改正：令和 2年 5月13日政令第167号（行政機関職員定員令等の一部を改正する政令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 5月13日	
<p>第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>3 第一項に規定する総務省の定員のうち、公害等調整委員会の定員は、三十五人（事務局の職員の定員とする。）とする。</p>	<p>第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>3 第一項に規定する総務省の定員のうち、公害等調整委員会の定員は、三十五人（事務局の職員の定員とする。）とする。</p>
-改正法・附則- ～令和 2年 3月30日 政令 第75号～	
施行日：令和 2年 5月13日	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>(定員の期間別の特例)</p> <p>2 この政令による改正後の行政機関職員定員令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>(定員の期間別の特例)</p> <p>2 ◆削除◆行政機関職員定員令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>

-改正法・附則・題名- ～令和 2年 5月13日 政令 第167号～	
施行日：令和 2年 5月13日	
◆追加◆	附 則（令和二・五・一三政一六七）
-改正法・附則- ～令和 2年 5月13日 政令 第167号～	
施行日：令和 2年 5月13日	
◆追加◆	この政令は、公布の日から施行する。
